

# ～平成 29 年度中小企業関係税制改正の概要～

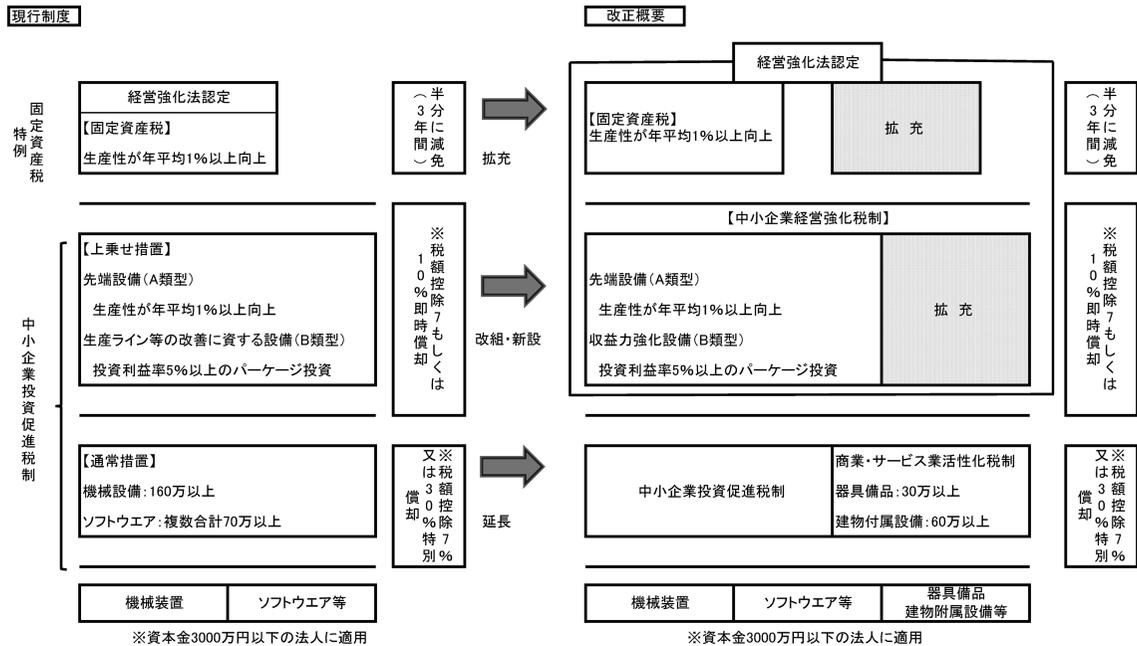
中小企業庁より、「平成 29 年度与党税制改正大綱」における中小企業・小規模事業者関係税制改正の概要が公表された。

このうち、中小企業者等の法人税率の特例は、全印工連が日印産連や全印政連を通じて国へ要望してきた内容である。

中小企業・小規模事業者関係税制改正の概要は以下の通り

## 1. 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置 (法人税・所得税・法人住民税・事業税・固定資産税)

- 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組し、中小企業経営強化税制を創設。対象設備を拡充し、一定の器具備品・建物附属設備を追加（適用期限は 2 年間）。固定資産税の特例対象設備も、地域業種を限定した上で、同様に拡充することで、サービス業も含め、幅広く中小企業の生産性向上を強力に後押し。
- 中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制も適用期限を 2 年間延長。



## 2. 中小企業経営強化税制の創設（法人税、所得税、法人住民税、事業税）

- 中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を即時償却等で強力に後押し。
- 従来の機械装置に加え、器具備品や建物附属設備を広く対象に加えることで、サービス業も含めて広く中小企業の生産性の向上に資する措置へと改組。適用期限は 2 年間。

改正概要 【適用期間：平成30年度末まで】		
類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械・装置(160万円以上) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上) ◆器具・備品(30万円以上) (試験・測定機器・冷凍陳列棚など) ◆建物附属設備(60万円以上) (ボイラー、LED証明、空調など) ◆ソフトウェア(70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能)	◆機械・装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具・備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
その他要件	生産等設備を構成するものであること ※国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと等	
税制措置	即時償却又は7%税額控除(資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)	

※事業の用に直接供される設備(生産設備)が対象。例えば事務用器具備品、本店・寄宿舎等に係る建物附属設備等は対象外

### 3. 中小企業投資促進税制(法人税、所得税、法人住民税、事業税)

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)の適用を認める措置。
- 中小企業投資促進税制の対象設備等について一部見直しを行い(上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設、器具備品を縮減)、適用期限を2年間延長。

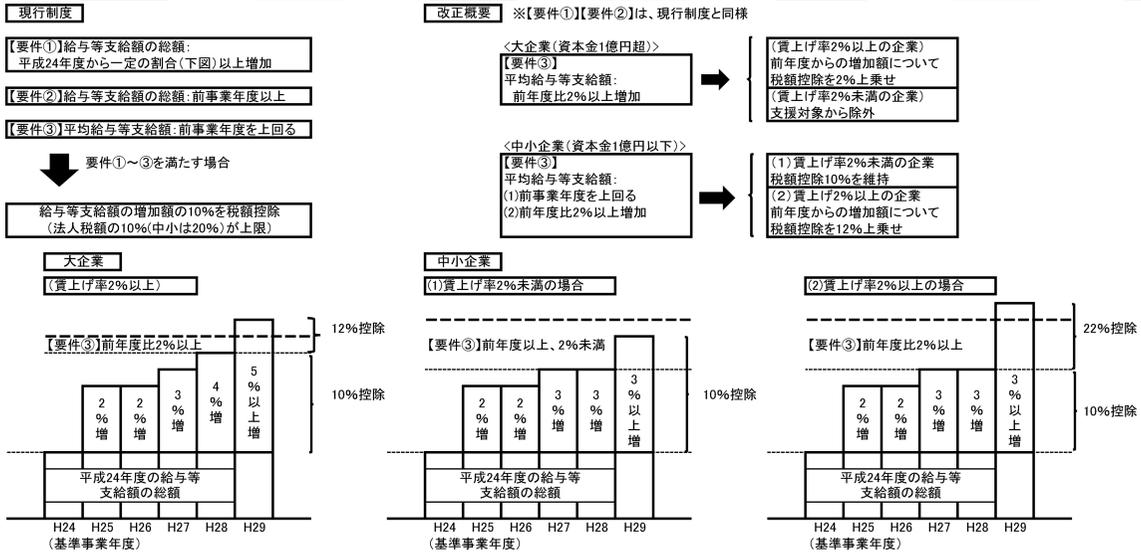
### 改正概要 【適用期間：平成30年度末まで】

対象者	・中小企業者等(資本金1億円以下の法人、農業協同組合等) ・従業員1000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業
対象設備	・機械及び装置(1台160万以上) ・測定工具及び検査工具(1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上) ・一定のソフトウェア(一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上) ※複写して販売するための原本、開発研究費用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く ・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ・内航船舶(取得価格の75%が対象)
措置内容	・個人事業主・資本金3000万以下の中小企業 30%特別償却又は7%税額控除 ・資本金3000万超の中小企業 30%特別償却

### 4. 所得拡大促進税制の見直し(法人税、所得税、法人住民税)

- 本年度を上回る賃上げを実現するため、企業の賃上げインセンティブを強化。

- 大企業は、29年度に高い賃上げを行うインセンティブを強化
- 中小企業は、現行制度による賃上げ促進に加え、29年度に高い賃上げを行う企業を強力に支援。



### 5. 中小企業者等の法人税率の特例 (法人税・法人住民税)

- 中小企業等の法人税について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、15%に軽減されている (軽減税率)
- 国際的な経済環境の変化等により、景気の先行きに不透明さが増す中、アベノミクスの地域・中小企業への波及を支えるため、適用期限を2年間延長。

#### 改正概要

【本則：期限の定めなし】

【租税特別措置：適用期限 平成30年度末まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている (本則)
- 当該税率は、時限的な措置として、更に15%に軽減されている (租税特別措置)

対象	本則税率		軽減税率
	年800万円以下の所得金額	年800万円超の所得金額	
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	19%	23.4%	15%
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし		23.4%

(上記改正内容の問い合わせ先)  
中小企業庁事業環境部財務課  
電話：03-3501-5803 (直通)